

正

誤

表

辯證文書二八六二

大島法口供書

審

左ノ通り訂正願マス

三十四頁十二行 詔勅の次に、法廷證言五五四號、記錄六三九四一
六三九五頁一

三十回頁十二行 政府聲明の次に、法廷證言二七三四號、記錄二四
二七七一二四二七八頁一

四十二頁十五行 モツアルト祭の次に、辯證文書第二八七六六號一

極東國際軍事裁判所

亞米利加合米國其他

對

荒木貞天其他

宣誓供述書

供述者

大島

浩

六 爭人としての經歷

私は一八八六年生れで、十三才の時陸軍幼年學校に入り士官學校を経て、一九〇六年陸軍砲兵少尉に任命された。一九二一年大尉の時駐獨陸軍武官として柏林に赴任し、一九二五年歸朝、大陸長、騎隊長、重砲兵學校、教育總監部に勤務し、専ら教育に従事する事項に當つた。一九三一年八月より一九三四年春迄、參謀本部第三課長として勤務した。其際の階級は大佐で、其職務は専ら要塞、防空等國內防衛に關する事項に限られた。次いで駐獨大使館附武官に轉じて柏林に勤務し、一九三八年十月大使に任命されるに及んで陸軍を去つた。其時の階級は中將であつた。當時の階級は中將であつたとしても、派閥と稱せられるものの何れにも屬したことにはなかつた。

私は一九二一年十月駐獨武官輔佐官として初めて獨逸へ行き、一九二三年二月ウイーン陸軍武官になる迄柏林に駐在した。當時の獨逸は敗戦後の無氣力と混亂の最中でめり、眞事的には勿論、政治的にも經濟的にも良好な印象を受けたかつた。然るに私が駐獨大使館附武官として、一九三四年五月伯林に着任した時は、ヒットラーが政權を掌握して一年半を経た後であつたが私の前回在任當時に比し、總ての點に於て改善せられ、種々研究の

対象になり得べきものを見出した。

私は陸軍武官の職務として、軍事情報を蒐集、之を參謀本部に報告するため獨逸陸軍及び空軍首腦部と接觸したこと勿論である。軍以外の者ではリツペントロツプと防共協定交渉に關する豫備的接觸をなしたのみである。而して私の接觸した獨逸軍人中には、隱然たる反ナチ主義者として知られたフリツテュ大將、一九四四年七月二十日事件に連坐處刑せられたベック大將、カナリス海軍大將等も含まれて居た。

私は駐獨大使として二回在任したが、大使の業務は本來の外交の外、文化、經濟、在留邦人の保護等諸般の仕事に亘り、實際獨逸政府との外交に關する交渉は大使館業務の一部分であつた。私が獨逸政府と接觸する時の當面の相手方は外交の常例として當然リツペントロツブ外務大臣であつた。然しながら彼は柏林を留守にすることが多く、殊に歐洲戰爭中は、ヒットラーに従ひ、屢々其所在地の移動した獨逸大本營に居つた爲、私が彼に會つたのは一年に五、六回を出でない。ヒットラーとは通常先方の希望があつた時に會見するに止つたが、其回數は一年に二、三回であつた。

右兩人以外のナチス要人とは、私は儀禮的機会、又は宴席等で知合になつたが、職務上の關係はなかつた。尙獨逸外務省は外國の大公使が外務大臣以外の獨逸要人、及び外務省以外の獨逸官廳と直

四

接觸することを極端に嫌つて居つたので、私も彼等との接觸は避けて居つた。リットベントロップは此事を私にはつきり希望したことがある。

私が第一回の大使の時には日獨間に防共協定が存在し、又第二回の大使の時には三國條約が存在してゐたので、私は駐獨大使として此等條約の趣旨に基いて日獨國交の維持乃至増進に努力することを當然の職務と考へ、時の政府の政策に従て此所信の下に行動した。之がため私は時の獨逸の首腦者たるヒットラー、リットベントロップ等と能ふ限り密接に接觸し、日獨双方の意思の疏通に努めた。然しながら私は、何も彼等の思想乃至政策を全般的に肯定してゐた譯ではない。殊にナチスの人種理論、反ユダヤ及び反キリスト教政策等、又戦争中の占領地行政政策等に對しては、私は強い反対意見を持つて居た。尤も私は外交上の慣習に従ひ斯かる反対意見を公に發表するることはしなかつたが、此事は私と接觸した日獨人の間に充分知られて居つたと信ずる。

四　　日獨の文化關係については、兩國の間に一九三八年締結された文化協定があり、又獨逸哲學、自然科學、音樂等は古くから日本に導入せられて居つたことではあるし、私はナチスの文化政策の全部を肯定した譯ではないが、日獨文化の交流は兩國の國民生活に裨益する所大なりと考へ、日獨文化協定の事業を援助し、又機会ある毎に

四月

廿四

猶逸各地に於ける此種場合に出席した。實際私の大使としての時間の相當部分は、文化關係の仕事に費されたのである。

三 當法廷に提出された検察側證據類について

檢察側は私の訊問調書を相當廣範圍に亘り證據として提出した。此等の訊問調書は英文を以て誌されてゐるが、何分にも私は英語を解せざるため總てを通譯に依つたため、其間意思の疏通せざりし點乃至は誤解又は誤譯があつたことを今發見する。其重要な點は後に述べる

でふらう。

次に猶逸側の文書に付て述べる。

檢察側は私とヒットラー、リッベントロップ其他猶逸人との會談を記載した多數の猶逸文書を證據として提出したが、此等の會談は常に猶逸語で行はれたもので、眞際に通譯が居たことはなかつた。私とヒットラーとの會談の時は常にスマーマー又は其後任者が時として立會つたが、遠記者又は記録者が居つたことはなかつた。從て此等の會談記録は後に記憶に遡いて作成せられたものに相違なく、又會見後數日を経て書かれたものもあり、其内容は必ずしも正確を期し得ないと思ふ。尙リツベントロップとの會談に關する文書については、大体が彼が彼と多く書かれ、又話題に上つただけのことを私が同意した様に記さに。都合よく書かれ、又話題に上つただけのことを私が同意した様に記さに。之はリッベントロップが猶逸政府及び宣部内に記さに。多くの政敵を有して居たから、此等の要人に斯かる書類を配布するに

(四)

方り、彼が發案した對日接近策の成功を示さんとする對内の顧慮が影響したものであらう。其具体的的事例は後に述べる。

私は獨逸の外交に關し決定権を持つてゐるのに、ヒットラーとリッペントロツブだけで、他の下僚を相手にしても仕方がないことを良く知つて居たから、大切な事項はすべて彼等に直接話すこととし、リッペントロツブが伯林不在の時は通絡者スター・マー又は其後任者を通じて話した。それ以外の獨逸外務省官吏とは稀にルティーンに聞する話をする外、宴席以外では面會することも少かつた。

當法廷に提出せられたワイツゼツカー、エルドマン・スドルフ等の如き人々の署名した私との會談記録には私の記憶せざる多くの事項が記載せられた。私は彼等が私の話をお飾して重要な會談をなしたかの如く作上げてゐる。此等の文書の中にはないかと思ふ。此等の文書の中にはない情報を私が話したやうにして纏めてある。彼等があるのである。オット大使の電報及び報告が多數法廷に提出せられ、其中には私に關する所がある。その所は、オット大使の電報及び報告が多數法廷に提出せられた。その中には私に関するものである。

四 満洲事變との關係
前述の通り私は一九三一年八月から一九三四年三月迄參謀本部第三課長の職に在つたが其任務は要塞、防空等國内防衛に關する事項であつたからには比販務上滿洲事變、滿洲國の問題には何の關係もなかつた。之は一九

五

陸軍武官就任

三四四年三月私が伯林大使館附陸軍武官に任せられた後に於ても同様であつた。

(一) 一九三四年三月私は駐獨大使館附武官に補せられ同年五月伯林に着任した。任命の理由は私が獨逸詔を解し既に獨逸に駐在したことがあり、獨逸の事情を知つてゐる爲であつたと聞いた。

私の任命の時の參謀總長は内院官殿下、次長は植田謙吉中將であつた。赴任のため東京出發前私は祖田次長を通じ口頭を以て獨逸に於ける私の任務に關する參謀總長の訓令を受けたが特に調査研究を命ぜられた事項はナチ政權の永續性、獨逸陸軍の將來の發展性、獨蘇關係殊に獨蘇陸軍間の關係及蘇聯情報の蒐集等であつた。

(二) 日本の制度では陸軍武官は參謀總長に直屬し大使との間には全然隸屬關係はない。(辯護側文書第二八五五號) 従て陸軍武官は一に參謀總長の訓令に基き其任務を遂行し情報、報告等は大使を經由することなく直接參謀總長に提出すべきものである。

(三) 一九三六年に日獨間に締結せられた防共協定の交渉に先ち私とリツベントロップとの間に行はれた接觸について検察側は法廷證第四七七號及び第四七八號として私の訊問調書の一部を提出した。(記録第五九二一五九一六頁、第五九一七一五九一八頁) 此件に關し指摘したい

陸軍武官としての主要任務の一たる情報蒐集の目的で行つたものではなかつたことである。當時一九三五年リツベントロツブは無任所大使の肩書を持つてゐたのみで私の赴任つた。又ハツクといふのは外國向武器貿込のブローカーで私の赴任から陸軍武官事務所に出入してゐたのであつた。(1)法廷證第四七八號へ記録第五九一七一五九一八頁一中、檢察官の「是等の人達へ日本の陸海軍武官一はそれ自身の持つて居る陸軍武官」としての地位に於て外國の軍部と交渉を開始する権限を有するが、その性質を帶びたものであるとする點に關しての問題に對し私が「そうですが、武官としてには此等のものを大使の協定、協約若は協約を結ぶ目的を以て交渉を開始する権限を有するが、その性質を帶びたものであるとする點に關しての討議する意旨を防諱ならしめるため、左に一言する」などと答へたと記載され居る。其他のものに關しては陸軍武官は海軍武官も同様であるが純粹の軍事協定にて任國の軍部と交渉し及び之を締結する事が出來る。此場合につい大天使の關係は法規上許されない。其他のものに關しては陸軍武官はは事實情報報として資料を參謀總長に報告するのみで任國政府と交渉する(2)同一の法廷證第四七八號中、私の供述として「當時日本陸軍は恐らく此協定を日本政府に賣付けるだけの力を持つて居たことは事實權限はない。

三

四 (イ)

當時武者小路陞猶大使は休暇で日本に滯在中であつたが、政府に於て本件に關する大綱を決定して後、一九三六年四月末伯林に歸化し爾後は政府の訓令に基いて岡大使とリツペントロップとの間に交渉が行はれ、防共協定並に附屬秘密協定が締結せられたのである。

此等協定締結の目的については私は政府の意圖を次の如きものと理解してゐた。

(イ) 第一に、滿洲事變以來日本は國際的に孤立して了つたから一國でも與國を作つて不安感を除くこと

第二に、當時國際共產黨はスペインの内亂、支那共產軍に見る様に各國の國內組織に浸透して歐亞兩大陸に亘り破壊作用を逞しうしてゐたから、出來るだけ多くの國家が結集して、之が防衛策を講じなければならぬこと、殊に日獨兩國を敵視した前記一九三五年のモスコーにおける第七回コミニテルン大會の決議に鑑み日本としては此必要があること。

第三に、當時蘇聯は五ヶ年計畫の結果として重工業は盛に興り、其軍備は充實し、殊に極東に於ける蘇聯軍の増強によつて、日本は其重壓を感じてゐたから、蘇聯に對して利害を共通にしてゐた獨逸と協定を作つて、少しでも日本の地位を安全にすることに在るものと理解して居た。以上私の理解した本條約の目的に對し私は同意であつた。

(回)

檢察官は此防共協定並に附屬協定は、後に一九四〇年九月締結された三國同盟の前驅をなすものであり、全民主國家に向けられた侵略的協定であり、殊に支那に對する侵略のために利用されたと主張してゐるが、私は日本政府や陸軍が此等協定の締結に關連して斯くの如き考を持つてゐるといふことを嘗て聞いたことなく、私自身としてもそんな考を持つたことはなかつた。私は防共協定が共産主義の蔓延に對する思想的の條約であり、又附屬秘密協定は日本又は獨逸が挑發に依らずして蘇聯よりの攻撃を受けた場合に蘇聯の負擔を輕からしめるやうな措置を取らないといふ極めて消極的な、協定の文字の示す通のものなどとは夢にも思つてゐなかつたのである。

支那事變との關係
一九三七年七月の支那事變の發生は、當時一九三四春以來、大阪館附陸軍武官として伯林に居て全然支那の事情に疎かつた私には全く意外な出來事であつた。私は事變發生後參謀本部からの電報によつて日本政府並に陸軍中央部の事件不擴大方針を承知し、之は間もなく一局地事件として片付くものと考へてゐた。然るに一向其模様が見えぬので、私は蘇聯の極東軍備に鑑み此儘では日本の地位は危險に陥ると心配して居つた。一九三七年十二月末で

あつたと思ふが、參謀本部から訓令が来て、當時軍事顧問として中國に在つたファルケンハウゼン大將をして蔣介石首席に和平を説かしめるやう獨逸陸軍に申入れることを命ぜられたので、私は直ぐ之を申入れた處國防軍長官カイテル將軍も之に同意して其處置を始めたが、トランサットマント大使の和平斡旋中絶と共に、本件和平の企圖も其實現を見ず、無効に歸した。

ヒムラー覺書 法廷證第四八九號へ記録第六〇二六一六〇二八頁)所謂ヒムラー覺書によれば、ヒムラーは一九三九年一月三十一日私を訪問して對蘇諺略に付て種々の話をしたといふことになつてゐるが、其頃ヒムラーが私を訪問したことはなかつた。如何に回想しても、當時ヒムラーと會つた記憶がない。

即ち一九三六年冬、日本内務省の一官吏が共産主義取締研究のため來獨逸に赴任した際、ヒムラーを晩餐に招いてその援助を求めた時。一九四一年二月。私が第二回だけである。此二回だけである。尚此ヒムラー覺書記載事項に關連して左の通り説明する。

如何に回想しても、當時ヒムラーと會つた記憶がない。私は滯獨約十年間、ヒムラーと職務上の關係がなかつたのは勿論、私的にも特別の關係はなかつた。其訪問を受けたのは全部で二回しかない。即ち一九三六年冬、日本内務省の一官吏が共産主義取締研究のため來獨したので、ヒムラーを晚鋉に招いてその援助を求めた時。一九四一年二月私が第二回駐獨大使として獨逸に赴任した際、ヒムラーが答禮に來た時。此二回だけである。尚此ヒムラー覺書記載事項に關連して左の通り説明する。

四

私が陸軍武官の時代、一九三七年六月頃であつたと思ふ、柏林武官室では参謀總長の訓令に従ひ、蘇聯に關する情報を得るためと、萬一白系露人の利用に付て研究を始めた。そして此仕事は私の部下の蘇聯事情に通ずる白井中佐、後には馬奈木大佐の擔任であつた。而て此仕事は其性質上事務所なども別に設け經費及び参謀本部に於ける主任課も一般武官業務を取扱ふ課と異つてゐる等相當の獨立性を有して居つたから、私は彼等を指揮するよりは寧ろ監督するだけの立場に在つた。しかしながら重要なことは報告を受けて居り、又此仕事に關する一切の責任は勿論私に在つた。尙謀略に關する参謀總長の訓令は固より之が平時に於ける實行ではなく、戦時の場合を顧慮しての研究にあつた。而て此業務については日獨兩陸軍が協力する話合が出來、獨逸に於ては此事務は國防省のカナリス海軍大佐(後に海軍大將)を課長とする防諺課の管掌であつて、國防省内でも嚴重に秘密を守つてゐるといふことは固より他の日本將校もヒムラー式は其部下と謀略に關する話をしたことはなかつた。尙附言するが、カナリスは今次戰争末期ヒムラー機関の者によつて針金で首を絞めて殺されたといふことである。

(四) 円

私は大使に就任した後は諜略事務には一切關與しなかつた。私は右の白井中佐が柏林の郊外ファルケンゼーに不動産を買つて、小規模な反蘇宣傳文書印刷のため、白系露人を住はせてゐたこと付ては報告を受けたことを覚えてゐるが、それ以上のことは知らず、私自身ファルケンゼーに行つてみたこともなかつた。

(四) 円

波蘭から氣球で反蘇印刷物を蘇聯内に送込んだといふ話は私の全然知らぬことであり、聞いたこともなかつた。斯ることを實行するには波蘭政府の協力を要することもあるが、當時の日波間に其様な話のあつたことを聞いたことがなかつた。尙私は當時の日本と波蘭との關係が爾く親密なものとは考へてゐなかつた。

モーラー・マニアから黒海を渡つてクリミヤに印刷物を送るためにモーラー・ボートを買つたといふことも全然私の知らぬことであり、聞いたこともなかつた。私はモーラー・ボートでの廣い黒海を渡り得るとは曾て考へたこともなかつた。尙斯様なことを實行するにはルーマニア官憲の協力なくして出来る筈のものでないが、當時の日羅關係はそんな話合が出来る程親密な間柄にあるとは思つてゐなかつた。

スターリン暗殺のため爆弾を持たせて十人の露人を蘇聯内に送つたといが如き、私は此様なことを思付くことも出来なかつた。之は實に馬鹿げた話である。十人の人間に爆弾を持たせて蘇聯内に送込んだ

(4)

ら逮捕、暴行は必至で日蘇國交に重大な結果を齎すに極つてゐる。此様なことは私には到底考へ付くことは出來なかつた。アフガニスタン駐在の日本陸軍將校の事件については、私は直接にも間接にも何等の關係もなかつた。此將校は私の知らぬ人である。尙此覺書には右將校が回教徒運動に當りアフガン政府を轉覆せんとしてゐるとの嫌疑を受け國外に追放せられたと書いてあるが、私が伯林に居た右將校の友人あり當時私的に聞いたところでは右將校の反蘇的言動をアフガニスタン將軍が心配し歸國を求めたといふことであつた。

八

前述の通り、此ヒムラー勧告記載の内容の大部分は私の知らぬことであり、之を他に話すことは不可能である。然るに此文書には私が其話をしたといふことが書いてあるのだから、私は此文書の眞實性を疑はざるを得ない。私はヒムラー或は其部下が河か獨逸側の内部目的に使用するため、私の名前を利用して假ふる文書を勝手に作成したものではないかとさへも考へるのである。

九、防共協定強化問題

一九三八年より三九年に亘つて日獨伊三國間に防共協定強化に關する長い交渉が行はれた。私は大連として之に關與した。“此交渉は完全に失敗に終し何等の結果も導かれなかつたのであるが、檢察側は本件に關し多數の書類を提出してゐるので、私は左に此失敗した交渉について稍詳細に述べたい。”

一九三八年七月、リッペントロップより陸軍武官たりし私に對し、日本獨伊の相瓦嘉蔵並に援助條約の簡單な案を示し、此考方に付て日本の認可を得て、同月末笠原謹は少将を直接報告のため日本に派遣した。然るに同少将が東京に着つて、參謀本部及び陸軍省に話すと、陸軍は之を宇道外務大臣に話し、同外相は更に同年八月末之を五相會議にて

口

等るといふ急速な進展をした。此五相會議では、防共協定を強化するの趣旨に於て、蘇聯を主・蘇聯以外の第三國を從たる對象として、多少字句を修正するならば、原則として獨逸案を是認してよい、又此交渉は早速正式の外交交渉に移ることとなるが、差當り此旨陸軍より獨逸に傳へてよいといふ趣旨の決定がなされたといふことであつた。以上のこととは陸軍中央部よりの私宛電報と、笠原少將が九月下旬伯林に歸つてからの報告とに上つて私の承知した所である。最初私としては唯陸軍の意図を聞くだけの心算であつたから、此様に事が意外の進展を示したのに驚いたが兎も角、右の遺言を早速リツベントロップに通告した。

一九三八年十月私は大使に任命せられた。任命に先ち東京でこんな経緯があつたかは知らぬが、九月參謀本部から突然電報で、私を大使に任命したいといふ話があるが異存なさやと言つて來たので、私は固く辭退した。其理由は、私は外交官としての經驗がなかつた上に、日本の制限として文官を大變になれば同時に陸軍の現役を退かねばならなかつたから、幼年時代より軍籍に在つた私としては、之がために陸軍を離れるに忍びなかつたからである。然しながら其後參謀本部から再三強い説得があつたので、私は軍人として最早陸軍の榮耀に從ふの外なしと思つて遂に受諾した。任命の時の外務大臣は近衛首相の兼攝であつたが、此後

直ぐ有田氏が外務大臣に就任した。

私は駐獨大使に任命せられると共に、日本の制度に従ひ、直ちに隊補役に編入せられて、事實上陸軍との一切の關係を絶つた。當時の事情に鑑み、私としては防共協定強化に関する條約の締結が自分に課せられた主要な任務であると言じた。

（）私の大使就任後十一月初、リツベントロップ外相は正式に獨逸側の條約試案を提示し、日本政府に對する之が取次を申出たので、私は之を有田外務大臣に報告した。

之に對し有田外相から、本件は支那事變の解決、對蘇防衛並に外交上の地位の強化に資すべき一石三鳥の名案で政府の具体的の對案決定次第電報するといふ回電があつた。“私は此有田外相の電報と前述の八月末の五相會議の決定を併せ考へて、日本政府は原則的に獨逸案に賛成であるとの決定的な印象を得たのである。

遂がま後間もなく東京から、本條約の對象について誤解があるやうとの電報が來たので、私は之が諒解に苦しみ、其點を問合はせたが、明確な回答はなかつた。又豫告された日本政府の具体案は、私の度々の督促にも拘らず到着しなかつた。斯うして結局翌一九三九年二月末、伊藤特使一行が柏林に到着する迄、私は獨逸側との交渉を進め得なかつた。

(四)

(1) 伊藤特使

一九三九年初、第一次近衛内閣の後を承りて平沼内閣が成立してから、有田外相より條約交渉に關する政府訓令の傳達と其説明のため、伊藤特使へ元駐波蘭公使一行を派遣するとの電報があり、右一行は二月末伯林に到着した。持參の訓令は、駐獨伊兩大使宛になつてゐたので、白鳥大使も伯林に来て、私と共に伊藤特使一行と會見した。

(口) 伊藤使節持參の日本側是案はその主要部分に於て大体法廷譯第二六一九號の一部、日獨伊獨協議及援助條約案本文、署名議定書並に秘密附屬議定書へ記載第二二五四一一二二五五〇頁一の通りであつたと記憶する。即ち此政府訓令に依れば、公表せらるべき議約本文に於ては相互援助義務に制限や條件を設けない一般的な相互協議及援助議約とするけれども、之に左の二つの秘密協議事項即ち秘密留保事項を附加し、私共は此の諒解事項、即ち留保事項に付て獨伊政府の承認を得るよう命ぜよと特に訓令されたのである。

(1) 獨伊が蘇聯以外の國から攻撃せられた場合には、其國が赤化せられたるない限り、日本は武力援助を行はぬこと
 (2) 日本は第三國に對しては此條約を防共協定の延長なりと説明すること
 が右訓令に依れば、秘密諒解事項第一の存在の結果として、武力援

助の義務は蘇聯との戦争發生の場合に限られること

てなる。然しながら之は私が陸軍武官時代、東京からの電報に従て、獨逸側に申入れてあつた所と矛盾することになり、今此訓令を其續りに傳へることは、獨逸をして日本に対する不信の感を起さしめるのみならず、獨逸側が之を受諾しないことは確實と思つた。そこで私は外務大臣に對し、若し日本政府が眞に此條約の締結を欲するならば、此秘密諒解事項第一について再考を加へる必要があるとの見解を電報したのである。

(2) 日本の規則によれば官吏は其所管事務に關し上司に意見具申をなしえることになつてゐる。(譯文書第二七六七乃至九號) 私が此交渉中政府の訓令に對し意見を具申したのは皆此規則に依したものであつた。

尚此伊藤特使持參の訓令の説明中に、本件については從來獨伊をして日本の立場を誤解せしめた經緯があるので、日本政府としては已むを得ず讓歩した結果此密約案となつたものであるといふことが誌されてあつた。私は之は重大事で、若し私が眞に獨逸を誤解せしめたのであるならば、私は責任を負らねばならぬと考へたので、私

は有田外相に對し此點を明かにせられたいと電報した。之に對して
三月末同外相より特に何人にも責任なしとの回答があつた。私は此
時日本政府に對し辭職を申出はしなかつた。又此時に限らず、本件
交渉中政府に對し辭職を洩したり、或は辭表を出したといふやうな
ことは一度もなかつた。

法廷證第五〇一號チアノ伯日記（記録第六〇九五一六〇九七頁一）、同第
五〇二號リップメントロツプの電報（記録第六〇九七一六一〇二頁一）は、同第
私が辭職を以て東京政府を脅迫しながら、伊藤特使持參の訓令の執行を
拒んだと言つてあるが、之は全く事實に反するものである。
法廷證第五〇二號に付て筆一言すれば、最初の條約の本文がリップメント
ロツブとチアノと私との間の直接交渉に依つて作られたと記載せられて
ゐるのも事實に相違する。私は、前項でチアノに會つたことは一回もな
かつた。此原案は獨逸側で作成せられたもので私な之が作成には関與し
なかつた。

(イ) 伊藤特使持參の訓令に対する前述私の意見具申に對し、三月末東京から
原案の秘密諒解事項を修正した新訓令が到着したので、私は四月初之を
リツベントロツブに傳へた。
此新訓令の要旨は、私の記憶する所では、
前述の秘密諒解事項第一の内容を、獨伊が蘇聯以外の國から攻撃せら
れた場合にも日本は對獨伊武力援助の義務を認めるが、しかし此義務
は當分の間有效には履行しないといふ趣旨に變更し秘密諒解事項第二
に於て、第三國より此條約に關して問合せがあつた場合には日本政
府は日本に關する限
本條約締結の目的として共産インタナシヨ

(口)

ナルの破壊工作以外には考へてゐない、と聴取する権利を留保したいといふのであつた。

之に續しリツベンントロツブは、日本は兵によれば、伊が蘇州以外の四より攻撃せられた場合でも日本は原則的には被戦の義務を認めるものと思ふが如何と質問したので、私は前記新訓令に於て武力援助の奉公を認めある以上其範圍と方法は場合により異なるも原則としては参戦の義務を認むるものと辟すと答へた。

尙父リツベンントロツブは、此は紹の目的について日本だけか第三國に對し特別な説明をすることには固執しないと言つたので、私は種々日本の事情を説明したところ、リツベンントロツブは見も角早速ヒットラーと相談してみようと言つた。

且結果、獨逸政府は條約本文、署名議定書、秘密附屬議定書については日本の要求を受取るが秘密諒解事項を削除して貰ひたいと譲讓して算になく、又独逸に於ても日本の爲に能力以上の事を爲し得ないのだから、締約國の負ふべき義務は秘密附屬議定書中に規定のある「締結後以後にかかる締約國を東京に電報したのである。法廷證五〇二號が此時私が再び上院訓令の執行を拒んだやうに言つてゐるのは全然事實に相違する。

(イ) 分

更々日本政府は、日本の「參戰」の義務を否定して來たことはなかつたが、「參戰」の意義を甚しく戻縫に作し、皆の意念では到底之に含まれまいやうな場合、例へば資材供給、基地使用等をも「參戰」であると構し、之に因し被處の競争を取付けた根に訓令して來たのである。一體本交渉間秘密諺解等項に關する政府の諺令は意味不明確で極端側に理解せしめるには非常に苦心した。之は後で知つたことであるが、日本政府内には本件の細節を巡つて主立した意見があり、之を文體の上で妥協せしめたため、かかる不可解の訓令を生じたのである。

(イ) 何此等の困難にも拘らず、私はリツベントロップに對し日本政府の訓令に基きその見解を説明するに努めた。其結果リツベントロップも日本が前述の二箇の留保を無さざるを示さない事実を瞭解し直筆文に付法律技術的に諮詢したいとのことでひつたので私の彼の要旨を述き五月初字佐美參事官を御越外事監督部長ガウスの許に渡し、右留保裏項に關して案を作らせ、之を試案として東京に打電し。三月廿四日(記)二二五三九一ニニ五〇貢一がそれでみつたと思ふ。此ガウス案を東京に打電した頃、平沼總理から在京獨伊兩大臣を起じてメツセイジが送られた。

(二)

眞誠旨は、日本は伊が蘇麻以外の國より攻撃された場合でも、獨り側に立つて可能な範圍で武力援助を與へる決心であるが、日本の現在の状況では留保をなさざる爲め、堀田を述べ、日本は本協定を締結する意を有する故、日本の誠意を信じて秘密諒解事項に付獨逸側に講歩せんことを求めた。此メツセージは東京でオット大使に手交されると同時に、私の許にもつた。有用外相から萬歳されたので、私は念のため之を直ちに獨逸外務省に四けさせた。

此メツセージの到着した時、リツベントップは兩獨逸のヒツラーの許に在つた。彼は私に萬歳でヒツトラーは之を直んで日本に渡して決して決して誤りせぬ點があるので、同意し難いと言つたと返事をして來た。

右禁制法廷證第二二三(一)記録第一五九九(一)一五九二頁一リツベントップはオット大使の電報で、私が五月末東京の訓令の執行を拒んだことについてあるか、之は此ガウス案に關する東京の訓令に對し私が意見具申をしたものと思ふ。

ツト氏に電報したものと思ふ。

猶右同法廷證中の、私が板垣陸軍大臣から、陸軍は内閣の遺命を賭して
 も論争する覺悟であるから私の有田外相に對する行動を暫し差控へよと
 いふ電報を受取つたとの記載は事實に反する。

此點に關して次の様な事實があつた。當時伯林の陸軍武官河邊陸軍少
 将が此條約交渉に關する政府の不明確な態度を非難した電報を陸軍中央
 部に打つたところか、板垣陸相から、今五相會議の空氣は條約締結に傾
 いて來てあるから、余り八釜しく言はぬ万がよい、且内閣を倒すなどとい
 ふ考は自分にはないといふ趣旨の電報があつた。

此事は當時私が同武官から聞いたところである。私に今明白を記憶はない
 が、恐らく此話をリツベントロツブにしたのであらう。いづれにせよ、
 私は此條約交渉に關し板垣陸相から直接は勿論間接にも電報を受取つた
 やうなことは絶對にない。日本の側度上そんなことは許されてもゐなか
 つた。尙前述の陸軍武官の電報往復は何等私の關知しなかつた所である。

(4)

六月初更に日本政府よりガウス案修正に附する新訓令があり、私は之をリツヘントロツブに傳へ説明につとめた。リツヘントロツブは獨逸が蘇聯以外の國から攻撃せられた場合に日本は當分の間有效な武力援助が出来ないし、尙中立を守することもあり得るとの日本の主張については之を諒解してゐたが、唯此は審諒解事項を交換公文とすることについては、當時獨逸で娘東京に於ける機密漏洩に大なる危惧を懷いて居つた爲め、斯かる種類の文書が漏洩するときは本條約の政治的効果を減殺するといふことで依然承知しなかつた。

六月中旬私は此趣意日本政府に報告したが、政府よりは何の訓令も來なかつた、かくて八月二十三日獨逸不可侵條約の締結によつて本交渉は遂に終止するに至つたのである。

本條約は成立しなかつたが其目的について私の理解した所、並に交渉

(1) に關する私の態度は左の通りである。(2)

此交渉を通じ私の常に考へてゐたことは

(1) 此條約は防衛目的のものであるべきものであつた。

日本政府が此條約の締結を希望した理由として、私が當時東京からの

電報等により承知してゐた所は

(1) 日本は此簽約により輿論を得ることに依つて外交上の地位を強化し

以て支那事變の解決を容易ならしめるといふこと

(2) 對蘇防衛態勢の強化。其言すれば日本は支那事變に因る其國力の消耗に際會し同盟國を得て強力な蘇聯の侵出に備へる必要があるといふことであるつた。

右の趣旨は私が獨逸側と交渉した結果としての簽約案たる法廷證第二六一九號（記録第二二五三九一二二五五〇頁）中にも明瞭に現はれて居るので、其前文は、日獨伊の政府は「共産インターナシヨナルの國際的活動がヨーロッパ及アジアに於ける平和を脅威することを確信し防共協定の精神に於てヨーロッパ及アジアに於ける共産主義破壊に對する防禦を強化し並に三締約國の共同の利益を保護することを決定し左の諸規定を認定せり」となつてゐる。

(問) 此交渉中私は現地に在る大使の當然の任務として、日獨双方の見解の相違を橋渡することに全力を盡した。そのため私は日本政府の見解を忠實に獨逸側に傳へ之が貢獻に努めると共に、獨逸側の見解を眞實日本政府に傳達したし、又或る時には獨逸側を打診した結果、日本政府が直に本交渉の妥結を希望するなら

ば、獨逸に對して讓歩するを可とする旨を述べたこともある。日本からの訓令の意味が不明な時に於て、東京に對し正確な解釋を開合させて、其返事がある迄、訓令の執行を延期したこともあつた。しかしながら、政府の訓令に違反し、之を執行せず、乃至は之を逸脱する行動に出たやうな覺は全くない。事實私は本交渉中又其後に於ても外務大臣から一度も新かる叱責乃至注意を受けたことはなかつた。

(一) 獨逸不可侵保約と諒意の表明

(一) 一九三九年八月二十日頃のこと、當時南獨フシユルに居つたリツベントロツブから私に電話があつて、獨逸は蘇聯と不可侵保約を結ぶ心算であることを、並に之が歐洲の状況上已むを得ぬに出了することも説明した。

私は即座に電話で之は防共協定に違反する不當行為であることを指摘し、更に一兩日後リツベントロツブが此保約調印のため蘇聯に飛行する途中柏林に立寄り私の來訪を求めて事情を聴明した際、私は重ねて私の抗議を裏返したのである。

(二) 私は早速抗議文書を作つて、暫時リツベントロツブ外相に會ふことを出來なかつたら、之をワイツゼツカ一外務次官に手交せんとした

庭が同次官から今、獨逸は獨裁交渉で極めて重大な關頭に立つて居るから、暫く退出を猶豫して貰ひたいとの懇願があつたので私は義に二度も直接リツベン・トロツブ外相に抗議してゐる事情も考慮して一旦同次官の懇請を容れ、一時猶豫の後、對波賤の一段落着いた九月中旬此抗議文を提出した。

(2) 前記八月二十日頃リツベン・トロツブより獨裁不可侵保約締結の内報を受けると共に、私は東京にて請して早速辭職を遺請した。其後約一ヶ月を経て外務省から勅朝命令があり、十月柏林を出發して十二月日本に到着、同月二十七日頃を容れられて大使を免せられた。

(3) 私が辭表を提出した理由は、獨裁不可侵保約の締結を眞知し得なかつたことに付て大使としての責任を感じ又此獨逸政局の不施行爲に對し心懼を嘗めたからである。辭職は全く私が自覺的に行つたので政局から求められたのではない。私は當時二度と獨逸へ行く氣などはなかつた。

(4) リツベン・トロツブが日本政局に對し私の留任運動をしたことには私は當法廷で初て承知したこととて、現在でも其眞偽を知らない。

一下歸朝前の行動
私は辭意表明後、一九三九年十月柏林出發迄大使の職務を執つて居た

此期間中、私は獨逸側とな任せを云る大使としてルテインの仕事の外何等重要な會議は行はなかつた。

(+) 法廷證第五〇七號記錄第六一二六一六一三〇頁によれば、私が歸朝前に、將來の日獨勢力、日蘇諒解の轉換等に關するリツベントロツブの話に全面的に質疑したとの記載がある。私は當時迄屢々起つた諸蘇國境の衝突事件に關し、日蘇間に友好關係を成立せしめることには結構なことだと考へたから、私見としてリツベントロツブに此等を述べたのである。

(+) 法廷證第五〇八號へ記錄第六一三一六一三二頁) ヴニアマン證言
リツベントロツブから獨逸に對する忠言でもあれば知らせて貰ひたいといふやうな話を語ったやうに思ふが、此法廷證記載のやうな秘密通信等の話は誰からも聞いたことはなかつた。私は歸朝後の行動についてが東京の獨逸大使館を経ても、又は他の如何なる方法によつても、私リツベントロツブと通信したことは全然ない。

(+) 一二
一九三九年十二月歸明、大使館在職、一九四〇年十二月再び駐獨大使
歸朝後の行動

使に任命せられる迄の期間、私は何等の公的地位にも就かず、又如何なる政治的及思想的或は文化的団体にも關係しなかつた。又政府の誰からも意見を求められたことはなく、公の書類等を見るることは勿論全然なかつた。

私は一九三四四年春以來五年余日本を留守にしてゐたから、此機會に閉居して内地の事情の研究に専念したいと考へてゐた。

此期間、政治的な會に加つてくれとか、公演の講演をしてくれとか度々勧誘を受けたが、私は見て之を断つてゐた。尤も當時歐洲戦争中で、日本國內一般に猶邊事情に關心が深かつたので非公演の集會ではその種の話をしたことはある。しかし、その様な集會に於ても私は人々の反英米感情を刺戟する様な話はしたことはない。

一九四〇年九月に締結された三國保約の交渉及び締結は私の全然關係しなかつたところで、私は如何なる内容の交渉が行はれてゐたかも知らなかつた。公国外相からも、オット大使又はスター・マー氏からも此件に關して相談を受けたやうなことは一度もなかつた。

法廷證第一二九九號▲（記録第一一七三四一一四七〇頁一部）
一九四〇年十月二十七日の讀賣新聞に私の名を以て發表せられた一文は、三國保約成立後、同新聞の一記者が私を采访して私の話を聞き

之を私の名を以て發表したものである。
私は此新聞記者に對して、汝は眞理の聲明等の遺言に従つて話をした
だけのことであつた。

一三、大使再任當時の諸事情

私は一九四〇年十二月再び駐獨大使に任命せられた。此任命について松岡外相から交渉があつた時私は再度辭退したが其懇請已むなく遂に受諾した

(口) 法廷記第五六〇號(記録第六四二一一六四二二頁)に於てオット大使は私の此辭退理由を、私が日本に留つて三國同盟のため政治的に働くためであると言つてゐるが之は全然誤である。私の此辭退の理由は私は僅か一年前に條約交渉の陰謀に依り辭職した許りであり且五年余も日本を留守にした後再び老舗の父母を後に遠く外國に行くことは氣が進まなかつたからである

私が大使に再任した時既に數ヶ月前一九四〇年九月に締結された三國條約が存在した。私は條約締結の日に發せられた詔勅、政府聲明等に依り此條約に基く日獨伊の提携が日本外交政策の基調をなすものと確信し、獨逸に於ける大使としての私の行動は先づ此原則によつて律せられねばならぬと考へた。又同條約の目的については私は松岡外相から聞いた所に依り米國の參戰防止と支那事變の解決にあるものと諒解してゐた。勿論私としては當時の世界的動搖の中に於て日本としても萬一に備へる準備はしておかねばならぬと考へたが武力を以て他國

(二)

の領土を侵害するやうなことを考へたことはない
一九四一年一月私が獨逸に赴任するに先ち近衛首相は新駐米大使野
村海軍大將及び私のために首相官邸に會合を催した。出席した主なる
人々は近衛公爵、平沼無任所大臣、東條陸軍大臣、及川海軍大臣、松
岡外務大臣、杉山參謀總長、近衛軍令部次長等であつた。

此席上近衛總理大臣は三國條約に關する政府の立場を説明して平和を
維持することは日本の希望であることを力説し外相、海相より萬一米
獨戦争が發生した場合でも日本としては獨逸が攻撃せられたといふ事
實が判つきり證明されない限りは参戦せず之が決定は東京で慎重に考
慮せられなければならぬから出来るだけ正確な資料を蒐集し送付せら
れたいといふござつた。及歐洲戰争についての獨逸の企圖特に對
英上陸作戦を行ふや否や、行ふごすれば其時期如何といふことを知ら
んとする希望が多くの列席者から述べられた

四 私は一九四一年一月東京出發に先立ちオット大使の招待により東京
の獨逸大使館に於て同大使及びスマタニレ駐日使節と會見した。
其際私は三國條約の趣旨に基き日蘇關係、改善の希望を述べたところ
がスマタニレ大使は大に鬱憤を表した。獨同大使の斡旋により私共一

一四

(一)

行は極めて速に査證を取付けることが出来蘇聯内に於ては特別車輛を提供された外、外國人旅行者として例外的に三日間モスクワ滞在を許可せられた

一四・シンガポール問題其他

私は一九四一年二月十九日伯林に到着し、二月二十八日ペレヒスガーデンに赴いてヒツトラー總統に信任狀を提出した

法廷記第五七一號（記録第六四五九ト六四六八頁）には一九四一年二月二十三日私カリツベントロツブとの會談について記載がある。此時リツベントロツブが私に對して獨逸の不敗の態勢を述べ又日本をシンガボール攻撃に誘引するような話を持出したことは事實である。但し私はリツベントロツブにシンガポール、香港等占領の準備が五月迄に完成するなどと言つた覺は全然ない。私自身かかることを聞いたことがなかつたのである。又私が松岡外務大臣に對してシンガポール攻撃の具体案を持つて伯林を訪問するやうに必要請したことは絶対にない。斯かることは純粹な作戦事項で日本では統帥部以外の何人も開與し得ざるものなることを私は熟知して居たのである。リツベントロツブがシンガボール攻撃の話を持出した時、私は彼の話に乘り私見を述べて適宜應酬した。其理由は私が在獨大使として獨逸の將來の企圖

特に對英態度を聞出しことは極めて重要であり之がためリツベントロツブの話は良い糸口である。又獨逸に對し日本が逃げを打つやうな印象を組へめこそが必要であると思つたからである

口

法廷證第五八〇號（記録第六五二二一六五三二頁）には松岡外相がリツベントロツブに對しシンガポール攻撃に關する獨逸の對日援助の問題を持出した時リツベントロツブは松岡外相に對し此問題は大島さ

リツベントロツブとの間で既に相談済だと答へたとの記述があるが之は私の權限のことで私はかかる問題をリツベントロツブと話合つたことはなかつた

(二) 法廷證第五七三號（記録第六四六九一六四七三頁）は一九四一年三月五日附總統司令部訓令の日本との協力に關する第二十四號訓令である。其中には「三國締結に基く協力の目標は日本をして可及的速急に極東に於ける積極的行動に出でしむるに在らざるべからず云々」の記載があり検察官は私が此總統訓令に何等かの關係があるかのやうに言はれたが私はかかる訓令についてヒットラー・リツベントロツブを含む獨逸の何人よりも話を聞いたことはなかつた。私は此訓令のことを檢察官の訊問の際に初めて聞いたのである

一五、松岡外相訪獨

（）松岡外務大臣は一九四一年三月末伯林に到着、ヒツトラー總統、

リツペントロップ外相と數回の會談をした後、四月初旬モスコーに

向け伯林を出發した

（）國外相の訪獨は私の東京出發前、議に上つては居たが、決定はし

てゐなかつたので私は國外相との間に開し詳しい話をしたことはなし

又私の伯林着任後に於ても、國外相來獨後の會談の議題について獨

逸側との協議を訓令されたこともなかつた。私は唯外務大臣からの

訓令に従つて松岡氏の旅程について獨逸側と打合せただけであつた

（）私は松岡氏とヒツトラーの最初の會談並に松岡氏とリツペントロ

ップの最初の會談に列席しただけで其後の會談には列席しなかつた

私が列席した松岡・ヒツトラー會談に於てはヒツトラーが日獨協力

の必要を強調し之に對して松岡氏が特有の雄辯を以て種々の抽象論

をなし、その中にシンガポール攻撃の話も出たが其際松岡氏が陸海

軍の作戰事項に付てヒツトラーと何か約束したといふやうなことは

なかつた

其後も松岡氏は獨逸要人と數回の會談を行つたが此等の會談について松岡氏が事前に私に相談したことはなく事後に於ても具体的な話

四

は確ご聞かず私も強いて質問はしなかつた。之は私が松岡氏の話により同氏の歐洲諸國訪問の第一の目的は蘇聯と中立條約を結ぶことであつて猶伊訪問は同盟國の首腦者と知合ふ以外に大した意味はないといふことを知つてゐたからである

玆此際私は松岡氏との關係について一言すれば私は同氏とは一九四〇年十一月大使就任の交渉を受ける迄は知合つてゐなかつた。其後に於ても同氏と會つたのは私の大使任命後日本出發迄約一ヶ月の間に數回。一九四一年四月同氏の柏林來訪の時に數回だけであつた。同氏は外交に關し大なる自信を有し他人と相談することを好まず特に大使とは政策を協議せず必要なことは指示するといふ態度を極めて明瞭に保持してゐた。私の渡獨後の任務についても別に文書の訓令もなく、三國條約に關する簡単な指示があつたのみで一般外交政策に付て同氏と會て話合つたことはなかつた

一六

ト

法廷證第五八七號（第一〇九六號と同一）並に第一〇九七號（記録第六五六二一六五六頁。第一〇〇三三頁。第一〇〇三四一一〇〇三六頁）は孰れも一九四一年六月二十八日附リツベントロツブ外相、オット大使間の電報であるが私は對蘇軍事行動を日本政府に

對してそんな勧告をしたことも絶対にない。此の點に關して此等の電報の記載内容は事實と相違する

(二)

獨蘇開戦後、獨逸の進撃が停滯し始めた頃からリッペントロップ外相は兩三回日本の對蘇參戰を勧誘して來た。私は大使の職務として此希望を一々東京に取り次いだがそれ以上のことはしなかつた

日本が太平洋戦争を開始した後でも獨逸側の此要望は繰返されたが一九四三年夏と思ふが私が日本政府の訓令に従つてはつきり獨逸側の要求を公式に拒絶してから後は再び此種の要求は繰返されなかつた

(三)

法廷證第八一一號（記録第七九九四一七九九八頁）に於て野原といふ男が私の命により伯林大使館で蘇聯に關する機密軍事情報を取り扱つてゐたとの證言をなしてゐる此男は伯林大使館で何時であつかは記憶せぬが臨時に備入れた日獨混血兒で日本語も充分出來ず勿論正式の大便館員ではなかつた。私は彼が外國ラヂオ放送の聽取に當つて居つたことを聞いてゐたが一度も話合つたことすらない男であつた。私が彼に機密事項を取り扱はしめたやうなことは絶対にな

一七 日米關係

(4)

一九四一年四月に開始せられた日米交渉については、私は其開始後相當な時日を経た五月下旬頃、唯一回松岡外相から、日米交渉が始つてゐるといふ簡単な電報を受取つたのみで、其以後は東京の政府から何等の情報をも受けず、稀に事態を問合はす電報を出しておらず、又一九四一年夏以降政府統帥部間の連絡會議乃至^{前會議の}決定内容が、當時私に通報せられたことは一度もなく、私は之を當初迄で始めて知つたのである。その様な具合で私は日米交渉の経過とか日本政府の政策とか、將來の方針とかについては少しも判らなかつた。^{問合せ}リツベントロップ等は屢々私に日米交渉の真相については少しあつて判らなかつた。以上以上の如き状態でみつたので私は日米交渉の内容に對し賛否を表明し得る地位にはなかつた。しかし私個人としては日米間の對立の主原因は元來支那問題にあり之が解決されない限り、日米間の對立を緩和することは困難であると考へてゐた。又三國條約は本來防禦的なものであつから、米國側としても理解し得るであらうと思つたし、同條約が日本の基本的外交政策とをつた以上、日米關係の調整も勿論之を矛盾しない範圍で行はるべきだと信じてゐた。

は斯かる會見の事實並に其内容について思出せない。しかし米國の傍受解讀が正確であるとすれば、私が記憶を失つたのは當時其會談が私に重要な印象を與へなかつた爲と思ふ。リツベントロップが日米戰爭が始まれば獨逸は直ちに參戰すると言つたことは覚えてゐる。若しリツブントロップが斯かる言をなしたとすれば、彼は日本の對米態度を探らんとしたか或は日米交渉の結果日本が獨逸から離れはせぬかといふことを常に懸念して居たから此時も強い表現を用ひて日本に警かせようとしたのではないかと思ふ。何れにせよ獨逸が此頃日米開戦の際直ちに參戰する決意のなかつたことは後述の通り數日後私が政府の訓令に基き彼に對し之を要求したのではないかと思ふ。當時彼がヒツトラーの裁斬を仰ぐと稱して回容を遷延したのに徴しても明白であると思ふ。

一九四一年十一月二十九日頃私は突然東郷外相から十一月二十六日のハル國務長官の回答を確めて強硬であるといふ電報を受取つたが、從來の交渉の經過を知らぬ私としては戦争か切迫してゐるといふやうなことは考へず確定通り豫て招待を受けてゐたウキーンに於て行はれたセツアルト察に大使館員數名を連れて出掛けた、虞が伯林大使館の河原參事官から電話で至急椿伯を促されたので十二月二日朝だと思ふが伯林に歸り此處で始めて獨不祥和條約締結の交渉方に關する外務省訓電が來てゐることを知つ

四

音るを
聽は萬一の場合に對する準備であると庶ひ、開戦の必然性等は其切迫
感は甚めてゐたのである。私は同日直ちにリツベントロップに會見して其旨を申入れたのであ
るが、日本の此訓電には戦争の危険の存在することが示されてあつたが、日本の
軍情が克く判らず、まだ交渉の余地が残されてゐるものと思つてゐたのである。
此軍事に對しリツベントロップは日本戦にならぬのかと尋ねられた時、私は
ヒツトライに指示を乞ふた爲め暫く待つてくれとのことであつた。日本開戦の場合に猶逸が直ちに参
此軍情は法延證第六〇五號へ記録第六五四一六六五六頁一二月二日午後私發東海外相
事務所にて書文の崩れに因り内するものと思ふ。右電報でリツベントロップは、
二日午後でみるとの如きの直後東京へ電報したのであつて、前記電報の日附が十二月二日午
後二日午後でみるとの如きの直後東京へ電報したのであるが、右電報でリツベントロップはモスコ
ウの逆襲を受けた戦線に作戦指揮のため出かけて居り、しかも大吹雪で

内

連絡はなかなかとれぬといふことであり、私は度々催促したが返事は一日一日と延び一九四一年十二月七日になつた。其日午後私は東京から交渉促進方の訓電を受けたので夕刻館員の首腦部と協議の上、獨逸側の態度を詳細に説明した電報を起草し、發電を命じてから午後八時頃官邸に歸つた。十分か二十分して大使館員から倫敦のラヂオが日本海軍の眞珠灣攻撃を放送したといふ電話があつた。私は余りに意外なことで非常に驚き殆ど之を信ずることが出来なかつたが、免も角直ぐ大使館に電話して前記○電報の發送を停めた。それから間もなくリツベントロップから電話がかゝつて右ラヂオ情報の眞偽を問合せて來たので、公電がないから返事の仕様がないと答へたがリツベントロップの求かあつたので直ちに外務省に赴いて彼と會見した。彼も日本開戦については非常に驚き半信半疑の態であつた。しかし其後各方面のラテオが同じ情報を放送したので、私も夜半頃に至り略事と登信するに至つた。それから我々は單獨不聯和條約の記載にかゝつたが爲文は簡單なものであつたから直ぐ双方の意見が極り、十二月十一日此條約は締結せられた。

四

然るに此交渉中種々の風説があり獨逸側では三國條約が骨抜きになるのはをいかとの猜疑心を持始めたので、私は駐獨大使として若し日米交渉が甘く行かぬ場合には、日本は米國から侮りを受けるのみならず、獨伊からも信義を疑はれ、結局最悪の外交的孤立に陥りはせぬかと虞れたのである尙私としては日米間の平和維持を希望したこと勿論であつた。

上記の如き私の意見は法廷證第一〇七五號及び第一〇七六號、一九四一年五月二十日附私發、松岡大臣宛の電報へ記録九九三一八九三三一九九三リツベントロップは此時私に對し、日米交渉の内容に關して強い疑惑を述べたので私は該交渉に關し本國政府から何等通報は受けて居なかつたか、獨逸政府の意図を日本に報告することは大使の義務と信じて此電報を發したのであつた。猶私が日米交渉に關して本國政府に意見を具申したのは此一回だけであつた。

此點に關しては獨逸としても日本との衝突を希望せず日米交渉が三國條約に旨影響なく且其結果米國か直に中立の態度を執るに至るならば之に異議なき西洋に於ける喫緊な事態に處し懸念を重ねてゐたのである。

牛込譯第六〇三號は一九四一年十一月二十九日附伯林發東京宛電報を傍受解讀したものと神せられてゐるが、一記録第六六四三一六六五〇頁一私に

(内)此單獨不媾和條約の話は私が日本外務省から前記の訓令を受けて初めて獨逸政府に申入れたもので。其以前には、私の知る限り、本條約に關して日本獨間に何の話もなかつた。法廷證第六〇二號及び第六〇三號（記錄第六六三下六六四二頁）について私は嘗て法廷で始めて、一九四一年十一月東京に於て向日本少將とクレアユマード獨逸陸軍武官との間で斯かる話があつたことを知つたのである。リッヘントロツフは私に此等を語したことを見かつた。

尙ほ未開戦當時に於ける正規の儀式に付ては私は一九四六年二月検察官の訊問中上記面識のことと述べてゐる（韓國側又晉易二八二〇號）

(内)獨逸よりの勅草を受領した時として、私は獨逸から勅草を貰つた。之は日本政府と獨逸をして戰争となつた爲に獨逸をしては日本に對する一つの大公使たると其他の大使館員たるとを問はず、外交官が二つ以上柏林に在勤すると勅草を贈りられる習慣であるのであると私は思ふ。元來獨逸ではいふことは多分に慶禮的なものであつた。

外國人に對する勅草の授與と
 一八日獨逸宣誓協定
 之一九四一年一月十八日柏林に於て日獨伊間の宣誓協定が締結せられたか。
 之は純然たるものである。

聞興することを許されないもので、つた。私は此協定には全然關係しなむ。

一項三門條約にて、日本政府並に開港後の行動一般
ト私は迂回大便なるの故に以て、三門條約を員外組織覽
察（法廷證爲互其）

約第四回の此言尋問委員の口平則委員であつた。開
成後も私の記憶では前佐村三回開かれたのみであつた。しかも其時沈
内容は三回の委員会御座なりの民移を述べ、主催者たる猶太側から
の一説的説明がめつたのみで、將來に對する企畫を述べるとか或は協同
作戦を講ずることなかいふやうなことは全然なかつた。
要するに此件は名義のみの仔然であつた。
如・其後日本人の開拓によリ感々其困難を加へた。即ちシベリアの交通路を失つてゐた
るものとし、而しては、極く少數の日本人か蘇聯の正證取付に成功したのみで、貿易の進行と共に困
難より遂に不可能に近づいた。航空連絡は全然行はれなかつた。斯くては日本
て離されたまゝ遂に不可能に近づいた。航空連絡は全然行はれなかつた。斯くては日本
の連絡方法は無電によるのみとなつたが、是だけでは日本

(1)

紙片たるに止つたのである。

二〇

1

リツヘントロップよりヒットラーの書見後
奇贈しようと傳へられた。私はヒットラーとの書見後
び煙草武官橋井海軍少將に此話を傳へ、父東京の外務省に此書見報告し
た。此件に關して東京の海軍中將部から折返し野村中將に宛て、日本は
獨逸の寄贈を受けるといふ電報があつた。そこで野村中將は私に對し、日本は
ヒットラーに日本の承認を得てくれとのことであつた。そこで野村中將は私に對し、日本は
横井少將によつて行はれたのである。此後日本にて、私はリツヘントロップ外相に對つて之等
法廷證言二十六號とし立て候祭則から提出された一九五〇年二月一日の
之は私の記憶の小正直並に立一八六〇年一九五一年一九四六年二月一日の
口の誤解のためであります。私は相當の誤りがあつたのである。私の証言に當つた
れたので、ソンソン海軍少佐も記録の一記録とし立て候祭則から提出された一九五〇年二月一日の
は確実に誤解のためであります。私は相當の誤りがあつたのである。此記録は
は確実に誤解のためであります。私は相當の誤りがあつたのである。此記録は

三

私は一九四一年一月ヒットラーから彼から西商船乗組員殲滅の命令を出
すといふ話を聞いたことぬつた。之は元途海軍に傳する」とであつた。
日本には直接受けのないことをでぬつたから別に反對意見は述べなかつた。
父姫は海軍に屬するとして外務省・大使の職員すべきことではないで
私は此話を日本政府に傳へたことはない。
トロップよりも全く出なかつた。
トロップよりツベンヒットラーは、ヒットラーによりツベ

一九四一年四月柏林の危機が起つた頃、獨逸政府は全外交官に再びバードガスをインへの移動を要請し、私は大使館員と共に四月十四日柏林を云つて五月中旬ホルムズ海峡を越えてバードガスをイギリスを占領し、私は無理難題を受け、七月十九日アラブニア州ベツドフオーラードのアルヴィニアー州へシルヴァニアー州ベントンビルに移り、十二月下旬此處を出發、十二月六日浦河に上陸し、外交官としての待遇を受けた。私は此間外交官としての待遇を受けた。

二二、共同謀議其他の訴追について

(イ) 檢察側は私が、本件共同被告其他の者或は獨伊の指導者との間の、違法行爲による中國の一部、中國乃至全世界に亘る支配獲得の目的を以てせられた共同謀議に關與し、又此等の人々と共に、條約違反乃至侵略の戰爭を計畫し準備し、開始し、遂行したと主張してゐるが、之は全く理由のないことである。

(ロ) 第一に、私は大使としても又陸軍武官としても、單なる出先の一機關であつたに過ぎず、私自身の行動又は意見によつて、本國政府の政策を左右し得るの地位にはなかつた。

(ハ) 第二に、私は日本が違法乃至侵略の戰爭を行ふことを意識し又は希望して、或は之を意圖して行動したことはない。尙私は、本國に於て決定せられた國策を遵奉して日本の存續と發展に寄與せんと努めて最高の義務であると信じてゐた。

檢察側は私が米國其他の諸國に對する無警告乃至條約違反の攻擊に関する共同謀議に參畫し、尙一九四一年十二月七日又は八日斯かる攻撃を日本軍に命じ、なさしめ、許すことによつて殺人の罪を犯したと

主張してゐる。

しかし私は太平洋戦争の開始を希望したことは嘗てなかつた上に、此等の攻撃のことは事後に知つて驚いたので、かかる攻撃について事前に何人とも相談したことなく、之を何人にも示唆したことも命令したこともなかつた。加之私は單なる一大使であつて、日本軍に對して攻撃を命令する権限もなく、之が攻撃を抑止する権限も義務も有たなかつた。

(二) 檢察側は私が俘虜其他の者の大虐殺、此等の者に對する戦争法規の違反並に人道違反の行爲に關する共同謀議に參画し、尙陸海軍人等に

此等の犯罪行爲を命令し授權し許可したと主張してゐる。

しかし私は此等の事項について何人とも相談したこともなく、之をしに對しても命令し授權する権限はなかつた。此等の行爲を何人にも示唆したことを知らないなかつた上に、此等の行爲が行はれることを知らなかつた。私は此等の行爲が行はれたことを防止する手段を執るべき権限と義務を有する地位に居なかつた。

四 私は本件共同被告全部との共同謀議に關與したとの理由により訴追つたのは僅かに一年間であり、其爲め此等の人々の大部分は私と政治

的意見を交換したことのない人々である。即ち廣田、星野、賀屋、木戸、大川、佐藤各被告とは一面識もなく何等の交通もなかつた。荒木、土肥原、橋本、畑、板垣、木村、小磯、松井、南、武藤、鈴木各被告とは同じ陸軍に居つたが、面識があつたのみであつた。東條兩被告とは一九三一、二年頃共に參謀本部に勤務したが、擔任職務も異つて居り密接な關係はなかつた。平沼被告とは一九四一年一月私が獨逸へ出發前一回會つたのみである。岡被告とも面識があつたのみである。島田被告とは其一九三三年頃軍令部在勤中、私も軍令部兼務をしたが面識があつたといふ程度に過ぎない。重光被告とは一九三八年頃共に伯林に在勤し、白鳥被告とは一九三九年同じ外交交渉に從事したので知合つた。

猶私が大使として二回の在任中、日本の外務大臣は近衛、有田、阿部、野村、松岡、豊田、東郷、谷、重光と九人も交迭したが、前述の如く東郷被告と共に伯林に在勤したといふことの外詳とも面識があるといふ程度以上の關係を持たなかつた。

孰れにせよ、私は本件共同被告其他何人とも起訴状記載の訴追事項について協議したことなく、又斯かる事項を何人にも示唆したこともない。

昭和二十二年（一九四七年）十一月十二日

於極東國際軍事裁判所

供述者 大島 浩

右へ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人

牛内島

堀田内

信藤龍

彦雄起

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ノモ附加セザルコトヲ當フ

55

署名捺印

大

島

潛